

特別寄稿

名古屋税理士会における電子申告の
取り組み、現況報告について名古屋税理士会
情報基盤整備特別委員会 井上 新
委員長

はじめに

六月一日より電子申告の全国受付が始まりました。六月一日時点では、法人税の申告等は改正税法による雛形や国税庁ソフト仕様公開等との兼ね合いで、平成十六年分の申告をしばらく送信できないというハプニングで始まりました。しかしながら、私も名古屋国税局管内税理士は、全国に先駆けて二月二日からスタートさせていたのだのですが、その時の戸惑いに比べれば、これは大きな問題ではありません。すべてが初めてのことですから、その進み方は段階的ですが、電子申告制度は大変素晴らしいものであり、すべての税理士が積極的に参加すべきであるという結論を得たことをご報告します。

名古屋の実績

名古屋国税局管内の実績として、確定申告時の最終的な電子申告利用者件数は二、九七〇件ということでした。この数字が最初に施行した地域として、

多かったのか少なかったのか、現段階では判断しづらいところですが、少なくともあの厳しい条件の中で得た結果としては限界で、むしろよくこれだけの数字になったと自己評価しています。二月二日から受付開始されるのに対して、一月十六日に日本税理士会連合会の認証局が立ち上がり、ICカードの手続終了が早い部類の者でも一月二十七日頃。国税庁のe-TAXソフトと、利用者識別番号等もその頃。事前の送信実験はなし。納税者の公的個人番号の格納は一月二十九日から。ICカードリーダーライタに至っては一月末までに取得が間に合わない者が多数。そして確定申告の最繁忙期との重なり。トラブル対策の手引きもなく、すべてが手探り。ぶっつけ本番。名古屋はそんな環境下での電子申告でした。

しかし、実際に送信した者にとつては、電子申告を行うことができたという大きな感動がありました。また同時に、電子申告が将来、間違いなく税理士業務に大きな影響を及ぼすであろうという実感を得ていることも事実です。あっといふ間の送信

二月二日の受付開始初日午前九時三十分四十九秒に始めて国税庁のサーバーに接続。その後電子申告を実行、送信できました。日本で始めて電子申告をした者（会計専用機に頼らずe-TAXソフトを使っては最初？）の一人としまして、まずは大変感慨深いものがありました。

そこで、「大変便利でした。」と報告したいところですが、現実はそのようではありません。まだ、全てが始まったところですから、準備を含め送信に至るまでいろんな問題が残されています。しかし、e-TAXソフトのバージョンアップも徐々に行われ、段階的に電子申告制度は発展していきます。

実際に電子申告で送信を実行した人のほとんどが「エッ！こんなに一瞬なの？」と思います。従来からの紙の申告の場合は、パソコンのデータを紙にアウトプットして、製本して郵送できるように準備するか、窓口を持っていく準備で時間を要します。そして、所轄の税務署窓口もしくは郵便局へ足を運ぶ時間が必要です。この工程が数秒で終わってしまうのです。ちなみに私の事務所の場合は、所轄の税務署まで片道三十分は必要です。この往復と製本等を考えれば二時間近くの効率化になると思います。

電子申告では、送信ボタンを押すと一・二秒で「即時通知」がきます。それが受付時間になります。秒単位まで明記されます。そして、その後数秒で「メッセージボックス」に「受信通知」が届いています。

あまりにあっけないので、こんなのでいいのかと不安にもなりますが、「受信通知」には、「提出先」「利用者識別番号」「氏名」「受付番号」「受付日時」「課税期間」「種目」「課税標準」「税額」がしっかり表記されます。「受信通知」を見ると、送信に至るまでの入力工程で、何度かのエラーメッセージと戦って苦労したことはどこか飛んでいってしまいます。

三月二十二日の出来事

三月二十二日からは、法人税の申告と電子納税の受付が開始されました。法人税の場合、所得税よりも帳票が多く、エラーも沢山出るとか覚悟していましたが、それほどでもありませんでした。所得税ですでに予想外の経験をしていたので、入力自体の時間はかかりませんが、比較的スムーズに処理ができました。ただ、計算違いをおこしては関与先に迷惑をかけるので、会計専用機で完成した帳票を、確認しながら転記していく手法をとりました。

法人税の場合、特に紙一〇〇%世界の税理士業務との差を考えると、一番不慣れなところは電子署名です。法人

税法第百五十一条によれば、経理責任者等の署名が必要となります。現実には経理責任者欄は紙の場合、署名していない申告書もあるかと思われませんが、電子申告では代表取締役の署名だけで送信しようとする、「署名不完全」という状態表示となり、送信できません。これは国税庁のサーバーが法人の利用者識別番号と税理士の利用者識別番号の二つを認識しているため、最低二つの電子署名が必要になるからです。私の場合、代表取締役の住基カード（公的個人認証サービス）を二回署名していただくことで送信できるようになりましたが、ソフト的には代表取締役と税理士の電子署名で送信は可能となります。

電子署名をする場合、法人の代表取締役、経理責任者ともに、現段階では住基カードでする方が望ましいと言えます。他の手段として、法務局で、「商業登記に基づく電子認証」を取得して行うことも可能ですが、専用ソフトを別に購入したり、三カ月ごとに手数料を支払ったりというランニングコストを必要とします。ただし、在日外国人の方が代表者の場合は有効な手段といえます。

電子納税については、大変便利であるという確信を得ました。銀行へ行かずに、日常業務の中でインターネットバンクを利用できます。MPN（マルチペイメントネットワークシステム）

で、いつでもどこでも税金の納付が可能となります。特に毎月の源泉所得税の納付等は利用価値が高いと言えます。企業にとっては電子納税だけでも業務の効率化に役立ちますから大きなメリットはあり、ここから普及するものと予測されます。ただし、電子納税では納期限が原則どおりになりますから、振替納税を選択されている方は、一カ月納付が伸びる分、振替納税の方が有利です。

まさかのバグ・バグ・バグ

所得税・法人税・消費税ともに、e-TAXソフトについて、「送信」そのものは一瞬で、そこに問題はほとんどありません。しかし、e-TAXソフトで税理士が日常業務をしていくのはかなり問題があります。この件について、名古屋国税局管内の税理士が指摘した点の多くは、国税庁のホームページにその対処方法を刻銘に載せています。したがって、今後e-TAXソフトを使用して、電子申告をする自体は、もちろん可能です。

ただ、遅い。そして、パソコン上のエラーメッセージと砂時計と格闘しなければいけない。これはかなり苦しんだところであります。このソフトはセキュリティを重視しているので、その分重くなり、ページ送りが実に遅いのです。

そして、ソフトのバグ（計算違い・

不具合）。定率減税は二十五万円を超える場合、二十五万円を超えても二〇％計算してしまいますし、それを手で直すと、エラーメッセージがでます。減価償却も一〇〇％償却してしまいます。その他・・・。法人税ではバグとはいえませんが、科目内訳書を作成する時、途中で小計を取ると、その小計まで合計時の計算に入れてしまい、それを訂正するとエラーとなります。

（科目内訳書の小計の問題は五月二十四日のバージョンアップで修正済）

また、「XML構造エラー」「スキーマチェックエラー」等々、普通に入力しているつもりなのに、いきなり「エラー」メッセージで聞き慣れない用語が飛び出てきます。スキーマチェックエラーについては、そのエラー箇所が最終的に「特定できません。」と出て来て困りました。XML構造の問題はそのほとんどが、文字制限の問題でした。すなわち、半角カタカナを使用してはいけないということになっていて、仮に半角の空欄をひとつ入れてもエラー表示されます。しかもその場所を見つけにくい。数字を入力するところ以外は全角カタカナで表記すればクリアできます。もちろん、丸付き数字やローマ数字も使用できません。

これらの問題は、段階的に改善されていくものとは思いますが、法人税等の砂時計のまま動かなくなる状態を考えると、e-TAXソフト自体は税

理士が業務に使用することは避けたいが無難です。必要以上の時間を要してしまいます。

解決方法は簡単です

e-TAXソフト自体があまり業務に適していないという意見は、立場上お叱りをいただくこともあるかと思われませんが、実際に経験していただければ分かります。では、電子申告は普及しないのではとおっしゃる向きもあるかもしれませんが、全く心配ありません。民間の会計専用機を使えばいいのです。

所得税で、年に一度確定申告をする納税者は、e-TAXソフトで十分簡単に電子申告が可能です。e-TAXソフトの優れた機能の中に「切り出し」「組み込み」機能があります。これを使えば、従来の「所得税の確定申告書作成コーナー」でデータを作成し、それを切り出し、組み込んで、XMLにして送信すれば簡単にできてしまいます。「所得税の確定申告書作成コーナー」の利用者は一〇六万件程と聞いています。それらの納税者は、「電子申告・納税等開始届出書」と、住基カード（公的個人認証番号を格納）に、ICカードリーダーライタを購入すれば、電子申告が可能となります。一般納税者の電子申告による申告件数は、インターネットの普及とその環境の整備が進むにつれ、年々増加するものと確信

しております。

税理士は、会計専用機を使えば問題なく電子申告はやっていけます。従来の業務より余分に加わる部分は、そのデータをXML構造に変換するボタンを押すことだけです。電子署名は紙に手で文字を書いて印鑑を押す作業が、ICカードをリーダーライタにのせてパスワードを入力し、署名ができたなら送信ボタンを押すことに変化しただけにとらえることができます。その後の、アウトプット・製本・郵送もしくは税務署窓口持参の作業はなくなります。

準備はちゃんとしたんか

どうやったら電子申告に参加しているのかにつきましては、すでに税理士会の研修や日税連の広報誌等でも繰り返し広報されていますので心配ないと思います。過去の資料をご覧いただければ準備は万全です。

ただ、実際にやってみて気づいたこともあります。事前準備として、いくつかのハードルをクリアする必要があります。そのわけですが、それぞれについて実体験をお話いたします。

まず、パソコンの環境については、

OSがWindows98SE以上を準備と国税局のホームページに明記してありますが、できればXPか二〇〇〇のほうが無難です。XPであっても、ホームエディションで失敗してプロフェッショナルで問題解決という事例もあり、本当は何が問題なのか見えていません。できる限り新しいパソコン環境で、手順どおりにやっていけば途中のトラブルは少ないようです。

次に電子証明書を読み込むためのカードリーダーライタも必要です。税理士会では全ての自治体カードを読み込めるように非接触型の機器を推奨しています。価格も一万円前後に下がってきました。やがて家電店の店頭でも販売されることでしょう。

このリーダーライタについては、そのドライブをインストールして、その上にICカードを読み込むICカードマネージャというソフトをインストールしていきませんが、ここでトラブルが多く発生しました。

二種類のリーダーライタのドライブを同時にに入れてみたり、カードマネージャの類似のものを同時にに入れてみたり、あるいはインストールの手順が反対であったりということもICカードを読み込めないケースが多くありました。使用する機器を決めたら、できる限りシンプルに手順どおり進めることが必要です。

ソフト的な準備としては次の二つの

手続きが必要です。まず、「開始届出書」を納税地の所轄税務署へ提出します。郵送でも結構です。この届出書を提出するにあたり、本人確認用の書類として、運転免許証等のコピーが必要ですが、法人企業につきましては、法人の登記簿謄本が必要になります。提出してから二カ月以内に、利用者識別番号と仮暗証番号(IDとパスワード)がお手元に届きます。大切なのは、送られてくるCD-ROMのソフトではなく、この利用者識別番号等なのです。

この「開始届書」を出してしまうと、電子申告をどうしてもしなければいけないように思ってしまう方もいらっしゃるかもしれませんが、あくまでも、申告方法の選択肢が増えただけであって、紙で申告しても問題ないのです。ただし、期限までに暗証番号の変更と電子証明書の登録が行われなかった場合は、使えなくなりますので、翌年改めて「開始届書」を提出していただく必要があります。

税理士の場合、日税連のICカードが発行され、すでに四六、〇〇〇件を超える申し込みをいただいています。したがって、税理士は電子証明書を取得しているので、日税連のICカードで、税務代理としての署名押印はもろんのこと、自己の申告用、法人の代表者押印用に使えます。

関与先の啓蒙

電子申告を普及していく以上、関与先・納税者に、「開始届出書」の提出と「住基カード(住民基本台帳カード)の取得と電子証明書の登録」をしていただくなくてはなりません。住基カードを取得して、そこに電子証明書の登録(公的個人認証番号の格納)をしていただきます。この取得については、市役所窓口へ出向いていただければ、その場で発行されます。事前に顔写真をとっていただければ、写真付のICカードになります。今後の住基カード取得のメリットをいかに伝えていくかが、電子申告に協力いただけるかいなかの分かれ目になりそうです。

納税者が電子申告に参加するメリットは、ただ、自宅から申告できるというだけではなく、最終的には「小さな政府を実現」することにあります。電子申告による税務行政の効率化が最終的には国民の税負担の軽減につながり、この点こそが目先ではなく本場の納税者のメリットになるものと期待しております。

今後の課題

今後、電子申告制度を普及するため、また、税理士が電子申告に対応していくために税理士会として取り組む課題としては、三つあると思います。

「カタカナ使うな！日本語でしゃべれ！」という声も聞こえてきますが、簡潔にまとめるとこの三つだと考えられます。およそITに関してカタカナ用語の多いのは、どこかの方言だと思ってお付き合いください。

まず、インセンティブの問題ですが、これは二つの面があります。納税者に対するものと税理士に対するもの。いずれにしても、電子申告をする明らかなメリットが必要です。納税者には何らかの税額控除等の優遇措置。税理士には税理士の帳票監査後の郵送省略、あるいは、税理士電子署名のみによる申告を可能にするなどが考えられます。インセンティブを獲得できるように、各単位会が異口同音に交渉していくべきことであると考えます。

情報セキュリティの問題は、税理士が電子の世界に不慣れであるため、ICカードの安易な取扱等をして、事故発生とならないように未然に防御することです。情報セキュリティの問題となりますと、とかく物理的な問題や技術的な問題を考えますが、今は人的な問題を中心に考えるべきです。ハードは簡単に壊れませんし、ウイルスはちゃんと処置をすれば駆除できます。問題は、人の気持ち、ICカードを安易に人に貸すとか、パスワードを教

(一) インセンティブの獲得運動
 (二) 情報セキュリティ意識の啓蒙
 (三) 情報リテラシーの向上支援

えあうとか、電子申告は職員に任せつかりにする等の行為になります。電子世界ではそのような行為が事故発生の基です。ICカードの重要事項の説明書をよく読んで慎重な取扱をするように、全員が注意を払っていく必要があります。

情報リテラシーの問題は、基本的には自己責任です。パソコンに慣れることは、そろばんや電卓を使ってきたのと同じように、税理士の必要最低限の小道具が歴史的に変遷してきているに過ぎません。必要最低限の情報を適時会員に周知して、可能な範囲の技術支援を何らかの形でしていく必要はあると思います。

ユビキタス社会がやってきた

いずれにしても、IT立国日本になるためには電子政府の実現が急務です。その電子政府の柱となるのが電子申告です。税理士はその一助となるべく電子申告においても納税者の先導者として機能していくべきだと考えています。実際に法人企業の税務申告については、八六・八%の法人に税理士が関与しています。今後多くの法人が電子申告の便利さを理解し、業務の効率化に役立てようとしていくことは間違いありません。

時代はすでに「ユビキタス社会(いつでもどこでもインターネット)」をキーワードに猛烈な勢いで、進化して

います。電子世界で取引が行われ、すべての申告・申請等が電子でなされる時代は確実に急速にきています。税理士だけがそれを拒んでいられる時代ではありません。近未来社会においても、

税理士が電子世界で税務代理の業務独占を守っていけるように、また、納税者から電子世界でも頼られる存在であるために、皆さんで努力していきましょう。

電子申告開始届出書提出件数 (平成16年3月8日現在)

	個人	法人	合計
愛知県	3,582	239	3,821
静岡県	1,844	226	2,070
三重県	681	51	732
岐阜県	754	125	879
合計	6,861	641	7,502

電子申告利用件数 (平成16年3月31日現在)

	所得税	消費税	合計
愛知県	1,092	210	1,302
静岡県	854	157	1,011
三重県	302	79	381
岐阜県	234	42	276
合計	2,482	488	2,970

表：電子証明書発行申請書処理状況

段階区分	合計
申請書提出数	46,829件
申請書受付(処理)件数	45,825件
審査通過(O K)件数	36,116件
審査拒否(N G)件数	9,709件
受領書提出数	28,563件

(平成16年5月25日現在)